

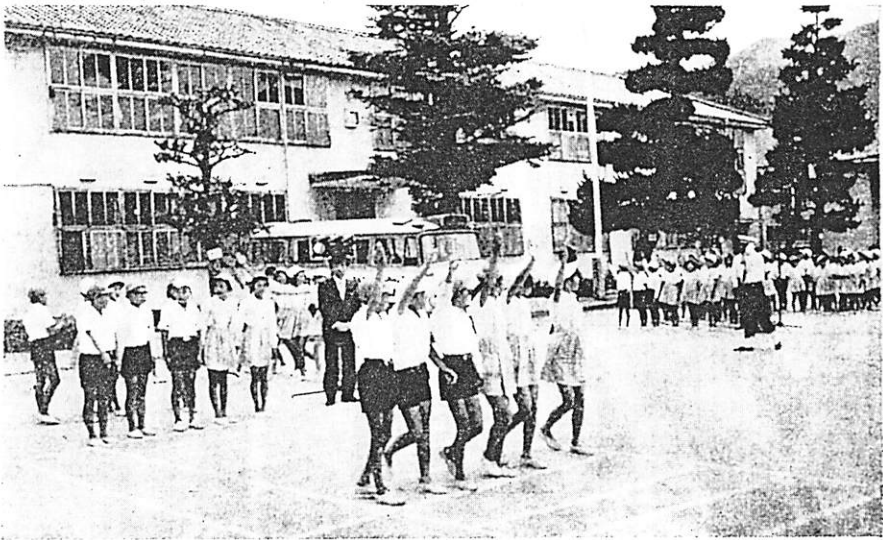
No.201 徳地町報

1972. 7/1

発行者 徳地町長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今澄印刷所



(写真は6/2中央小脇校舎で行なわれた交通安全教室)

地域ぐるみで

青少年の非行防止を

Ⅱ 社会を明るくする運動Ⅱ

七月一日から一カ月間、第22回社会を明るくする運動」が全国的に展開されます。

この運動は、国民のすべてが犯罪の防止、罪を犯した人々の改悪更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて八明るい社会Vを築くことを目的に行なわれるものです。

努力目標

- ① 地域ぐるみで協力しあうことのできる、明るい社会づくりに励みあい、努力しあいましょう。
- ② 家族こそって話しあいのできる、あたたかい家庭づくりに努力しあいましょう。
- ③ みんなが助けあい、助ましようことのできる楽しい学園や職場づくりに努力いたしましょう。

7月16日は「家庭の日」です

今月は、子どもたちの夏休みを楽しく、安全にしかも規則正しく過ごしてもらうために夏休みの生活設計を中心とした話しあいの行なわったらいかがでしょうか。

話しあいの主なポイントとしては

- ▽ 学校からのいろいろな注意事項を中心に休み中の家庭生活の計画をたてましょう。
- ▽ 家庭人として、水まき、清掃割り当てなどの家庭作業を分担させたらどうでしょう。
- ▽ 目、耳、鼻、鼻など体のわるいところがあれば、休み中におしよっておきましょう。
- ▽ 事故(交通、水、山、火火などの火災)には家族みんな注意しましょう。
- ▽ 毎朝行なわれる「ラジオ体操」には、親もいっしょに参加しましょう。
- ▽ 継続的な自然観察とか、テーマをきめて何かを研究する態度をすめましょう。
- ▽ 最初から気のゆるみで、不規則な生活にならないうよう約束しましょう。



町税条例改正、保険税引上げ

予算九億二、一六〇万円きまる

昭和四十七年定例第二回町議会
は、六月二十三日招集、会期四日
をもち、六月二十六日町長提出
議案十七件、決議二件を審議可決
の後会合しました。

提出議案のあらましを次に
説明いたします。

● 徳地町報酬および費用弁償
条例の一部改正
これは、当時のように社会教育
主事を設置している町村に対して
国の補助が得て、それに基づいて
社会教育指導員が設置されること
になったので、これに準ずる条例
改正です。

● 徳地町実費費用弁償条例の
全部改正について
これは、条例の題名を変え内容を
整備したもので、適用範囲は変
りありません。

● 徳地町特別報酬等審議会
条例の一部改正
これは、第六条の報酬および費
用弁償の項を削除したものです。

● 職務に専念する義務の特例
に関する条例の一部改正
これは、条文の中の数字の間違い
を訂正したものです。

● 徳地町職員定数条例の
一部改正
これは、総数一九二に異動あり
ませんが、内訳内容を改めたも
のです。

● 徳地町税条例の一部改正
これは、第六十八国会で地方税
法の一部が改正されたことに伴な
う改正です。その主な点は
一 障害者、未成年者、老年者ま
たは、寡婦の所得額が三十八万
円(旧三十五万円)までは、課
税されないという、非課税の限
度額が引き上げられたこと。
二 小規模企業共済掛金が全
額所得額から控除されること。
三 別荘敷地にかかる種自動車等
で、所有権が売主に留保されて
いるものについて、その種自動
車等の所在や買主の住所などが
ともわからぬ場合、売主が
その種自動車の売買代金の全
部または一部を受け取ることが
できなくなった場合、売主から
の申告に基づいてその事実が真
実なものと認められる場
合は、売主の納付義務を免除す
るというものです。

(一)は町民税、三は種自動車
税の関係です。

● 徳地町国民健康保険条例
の一部改正
今回、保険料を引き上げざる
を得なかった主な原因は

一 今年春の医療費の引き上げに伴
ない、国民健康保険料が大幅に増
加するため、真にやむを得ない
医療費の改正(引き上げ)です。
二 保険料は、患者が医師にかかっ
たとき三〇〇〇円は自分で負担し
て支払われ、八四五〇円は国が負
担し、残りの八二五〇円は被保険
者に納めていただく「保険料」にか
かってくるのが、国民健康保険の仕
組まになっています。

今回の改正では
一 資産割の税率を昭和三十九年
(旧税率)より引き上げられたもの
です。
二 被保険者均等割を
一、六二〇円(旧一四四〇円)
三 世帯別均等割の率を
二、五二〇円(旧二、〇〇〇円)
にそれぞれ引き上げられたもの
です。

● 徳地町森林組合協業班員
共済事業助成条例の一部改正
これは、条例の題名、用語のみ
の改正です。

● 徳地町農業近代化資金
助成条例の一部改正
旧条例は、年同分回以内とい
うようになっていたので、これを
年同以内というように改めたも
のです。

● 徳地町積雪寒冷作場補助農業
振興総合助成事業地元負担金徴
収条例の一部改正

● 徳地町消防条例の一部改正
これは、他の条例と重複する面
を削除したものです。

● 徳地町非常勤消防団員に係る
退職給付金の支給に関する
条例の廃止
これは、条例が重複のため廃
止するものです。

● 徳地町過疎地域振興計画の
一部変更について
この変更は、基本方針の中の振
興方針の一部を「工場、地方分散
による工業誘入、なにかんず、農村
地域工業誘入促進法に基づき積極
的かつ計画的に促進する。また豊
富な観光資源の開発等。」と改め
たこと。

これに伴ない「交通体系整備」
で一部町道関係の変更、農道およ
び林道関係事業の変更、「教育文
化施設の整備」で八山村開発等セ
ンターV学校統合関連事業等の変
更などがあげられます。

また、生活環境施設や農林水産
など盛衰調整計画の一部変更な
どがあります。

● 専決処分した事件の
承認について
昭和四十六年度一般会計予算
に歳入歳出とも二三百万円を追加
補正し、八億八千三百円となっ
た。

その理由は、農協が八坂地区に
建設した畜産センターの補助金を
県が徳地町に対して補助し、町の
予算を通して農協に補助すること
になり、年度末のことで議会招集
の間に合わせず、やむを得ず町長が専
決処分したものでした。

● 昭和四十七年度
補正予算(第一号)
今回の補正は、歳入歳出ともに
三、一六〇万円を追加し、予算総
額九億二、一六〇万円となり、町
制財政の大體予算となりました。

歳出の主なものは、民生費の同
和对策事業費に一、〇四〇万円の
追加、土木費で二、〇〇〇万円、農林
水産施設の新築費に三六八万円
過年度の公共土木災害の復旧費に
一、四六一万円などです。

● 徳地町章制定について
別項の入選発表であわせ報告し
ました。

このほか「佐波川敷内の狂の除
去を推進する決議」と「全居民
の要求米価の要望決議」が採択
されました。

消防施設の 整備に寄付

△金一万円
これは、徳地町消防団出費分
回副分団長三宅浩三より、消
防団員退職報酬金としてもち
た金の一部を、消防施設の整備
資金の一部に寄付されました
ありがとうございます。

徳地町章

入選作品 きまる



「と」と「く」の文字を組み合わせて「徳」と「地」の発音と「町」と「章」の文字とを組み合わせる

町では、さる四月一日から五月
三十一日までの二カ月間、町章の
募集を全国的に展開しました。
応募者は、北は北海道より本州
各地域、四国、九州などの各地か
ら計七七八点にのぼる作品がよせ
られました。

その内訳は

町内応募者 一四八八点 (二〇%)
県内応募者 二五四〇点 (三五%)
県外応募者 三二六六点 (四五%)
という成績でした。

町では、六月十六日役場会議室
において、審査員(敬称略)
富永恒光(山口芸術短期大学)
佐々木吉(山口県広報課)
白井治(八坂中学校)
森氏幹夫(引合小学校長)
町議より町長、助役
選考委員より正副議長
以上八名の審査委員が採点方式
で次の入選順位をきめました。

特選に入った作品は、全審査委
員の満票で選ばれ、委員を代表し
て富永先生より町長に答弁されま
したので、町長はこれを受けて特
選としました。

- 選一点、入選二点、佳作三点を決定しました。
- 特選一点
東京都文京区本駒込4-144-1
神岡ビル三階、井口デザイン研
究室
井口靖久さん
- 入選二点
東京都文京区本郷4-182-141
小池モトオさん
- ◎福岡県築港市大字江口645-1
宮浦 香平さん
佳作三点
北川 若さん
213000014
◎北海道小樽市長尾1-8-16
田中征夫さん
◎徳地町大字三谷字野井68
桑原洋夫さん

町は、特選に入った作品を六月
定例議会に提案、議会の承認を得
て正式に「徳地町章」として制定
公布しました。

△資金の内容
● 機械金庫工業、洋工業、繊維
農林水産、飲食等の設備および
対象企業

● 資金の内容
● 機械金庫工業、洋工業、繊維
農林水産、飲食等の設備および
対象企業

● 貸付期間 五年(二年の据置
四年々戻償還)

● 貸付利率 五年(二年の据置
四年々戻償還)

● 貸付期間 五年(二年の据置
四年々戻償還)

● 貸付利率 五年(二年の据置
四年々戻償還)

設備近代化に 無利子の融資

公害防止設備などを、
ただし、機械設備が昭和四十
七年四月一日から昭和四十八年



この制度は、中小企業者の設備
を近代化するため必要な資金の半
分を無利子でお貸しする制度です
次のとおりお貸しする第二次募集
を行いますから、進んでご利用
ください。

● 受付期間
八月一日から三十一日まで

● 受付場所
徳地町経済課施工課光係

● 申請手続
事業所々在地の役場に備えつ
けの用紙をのり付して提出し
て申請してください。

△固定資産の評価
● 固定資産評価審査委員会に諮
問する事項

△所管設備の調査
● 公共的土地埋物の調査と整理
● 固定資産税の賦課、調査、裁
免、異議の申立の処理
などの業務を行っています。

税務課の巻

No. 3

役場事務のご案内

● 位置 税務課は
正面玄関をはいって
左側に進んだ、保険
衛生課の隣の場所です。

● 税務課長 杉井信光
杉井課には、課税
係、徴収係、固定資
産課係の三係をお
いでています。

● 一口に「町税」と申しますが
「町税」という中には、町民税
固定資産税、種自動車税、町たば
こ消費税、電気ガス税、飲酒税、
木材引取税などたくさんある税目か
あります。

● 課税の規模
町税の税目や課税を受ける人と
か税率などは、地方税法を他別に
に法律の規定によるほか、徳地町
税条例によることになっています。
日本国憲法第三十条には
「国民は法の定めるところにより
納税の義務を負ふ」と規定されて
います。

さてこの町の町税は、歳入歳
出とも八億九千万円の大體予算で
すが、歳入のうち町税の収入見込
みは、七千八百万円(八、八%)
となっており、

● 税務課では、これらの町税の納
期内容、滞納整理に努力してお
りますが、このうえにも皆さま
の協力をお願いしています。

● 課税係 係長 田村 貞雄
職員 四名

● 町税(固定資産税を除く)の
賦課認定

● 町税の課税資料の調査収集
● 税の減免に関する事務
● 税務関係の条例規則の立案等
● 町税の異議申立の処理
などの業務にたずさわっており
ます。

● 徴収係 係長 高橋 克郎
職員 四名

● 納税思想の普及および納税好
著組合の指導育成

● 町税の徴収事務

● 国民健康保険税の徴収事務
● 徴収の滞りおよび委託の事務
● 町税の滞納処分および差押物
件の保管、公示の事務

● 町税の留保および滞りな事務
● 滞りにかかわる罰金
過徴納金の保管管理
などの業務を行っています。

森林組合長に

原田薫氏 就任



全三十八年常務、全四十二年町森林組合長、全四十六年五月に常務理事を兼任、本年六月十二日三田岸前組合長のあとを受け第四代目の組合長に就任されたもので、全氏は、若手活動家として、大いに将来に期待がもたれています。

戸田岸前組合長の死去に伴う後任組合長に原田薫氏が選任されました。

農委だより

昭和二十五年彌生森林組合に欠り
一昨年十月に発足しました「農業者年金基金」は、農業者年金事業のほか、離農する農業者に対して「離農給付金」の支給業務を行なっています。

しかし、離農したたれでももらえないというものでありません。一定の資格条件が必要で、まず離農するまでに引続いて五年以上農業を続けてきた経営者で、年齢二十歳以上の者に限

一般献血の

おねがい

社会の進歩につれ疾病の複雑化や交通事故などによる血液の需要は増大していますが、それに反して血液はとかく不足がちで、十分られません。

次に離農予定者がこれまで経営してきた自分名義の自作地と小作地の全部を、農地として処分しなければなりません。処分する自作地は、三〇〇アル以上であることが必要ですが、そのうち一〇〇アル未満は、自家菜園として、手もとに残してもよいことになっていきます。

離農給付金

さらにこの給付金は、離農者の奨助とともに、離農者が手放した農地を他の農業の経営規模の拡大に役立てようとするねらいをもっています。そこで、あくまでも離農予定者の「あこしり」や世帯員以外の人に処分しなければなりません。その場合でも一定の要件

の補給がでない状況です。

●実施時期 七月二十五日
●実施場所 高地支所前 9時~11時まで 徳地町役場 13時~17時まで

七月の税金

第二期 固定資産税
第一期 国民健康保険税
納期限 七月三十一日です。納期内に早めに完納いただきますようお願いいたします。

があって、農業者年金の被保険者のほか、六十歳未満で一定の経営規模をもつ経営主や農業生業法人などに課り課せなければならぬことになっていきます。最後に三十五万円の給付を受けられるのは、大正五年一月一日以前に生れた人で、つまるところの一月一日で、五十六歳をこえた人であって、離農する一年前に五〇〇アル以上の規模の農業経営を行なっていた人ということになります。

それ以外の人は、十五万円になります。なお、離農者給付金は、離農者からの交付申請に基づいて、適格者が支給されるもので、経営移譲が終了した日の翌日から三カ月以内に支給申請の手続を農業委員会へしなければなりません。



▽三千元
これは、愛知豊川市にいらっしゃる大字深谷出身の徳本たか子さんより寄附されたものです。徳本さんは、毎年善意銀行へご寄付しておられるもので、いつまでも郷土を思われるお心には、頭の下がる思いがします。

▽三千元

これは、大字三谷字梶畑の有富力さんより母堂、故チカさんの香典返しの一部として寄付されました。(町社協会長)

心配ごと総合相談所

七月十五日中央公民館
町と町社会福祉協議会では、七月十五日午前十時から午後三時まで、中央公民館で「心配ごと総合相談所」を開設します。この相談は、どのような悩みごと、心配ごとでも相談できますし、秘密は固く守られますので、安心してお気軽にご利用ください。

調理師試験

▽試験日時、8月18日10時~15時
▽場所 山口中央高等学校

▽試験科目

衛生法規、公衆衛生学、栄養学食品学、食品衛生学、調理学
▽受験願書のしめきり 七月十日、くわしいことは、防府保健所へおたずねください。

税の作文募集

応募資格 高校生に限りません。応募文字数 一人一稿三千字以内で末尾に住所、氏名、性別、学校名、学校所在地、学年をお書きください。しめきり 九月五日までに税務署へお送りください。

税務大中学生募集

国税庁では、本年度税務大中学生へ入校する学生を募集しています。受験申し込みは、七月五日から二十日まで、申し込み先は、広島市上八丁堀6番30号、人事院中同事務局です。くわしいことは防府税務署へおたずねください。

あとがき

この号から、訂章制定と徳地町報第二〇〇号達成記念として、従来のタイプロッド版を、B5版に改訂しました。町民みなさまの広場として、ご意見なりご批判をお寄せください。(編集者)